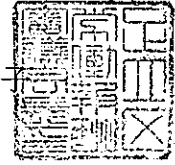


令和5年2月15日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会  
会長 渡部 典子



令和5年度労働報酬下限額について（答申）

令和4年9月9日付4足総契発第851号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者、一人親方

国土交通省が決定した令和4年度の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和4年度の東京都における公共工事設計労務単価の平均伸び率を乗じて得た額とするのが妥当である。

(2) 熟練労働者以外の労働者

前項の公共工事設計労務単価のうち「軽作業員」の単価に71%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,384円)

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）に係る労働報酬下限額

令和4年度の足立区事務職員高卒初任給を勘案した額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,130円)

3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

(1) 保育士については、上記2に示す労働報酬下限額に100円を加算した額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,230円)

(2) 保育士以外の職種については、上記2に示す労働報酬下限額と同額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,130円)

(3) 区外に存する施設については、令和4年度の労働報酬下限額に前項の労働報酬下限額前年度比増加額36円を加算した額とするのが妥当である。

ただし、各施設が所在する県の地域別最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とするのが妥当である。

#### 4 複数年にわたる、契約及び協定に係わる労働報酬下限額の取扱い

(1) 複数年にわたる、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額を適用されたい。

(2) 複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）及び指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用されたい。

ただし、平成27年度以前に締結した指定管理者との協定に係る下限額については、東京都の最低賃金額とされたい。

#### 【意見】

1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。

(1) 事業者が、作成・提出する書類の簡易化や、労務台帳に要する経費の予定価格への計上等、当審議会における議論を踏まえて仕組みの見直しを検討し、課題となっている公契約条例の適用範囲の拡大について取り組まれたい。

(2) 適正な予定価格の設定と積算根拠の詳細の公開について検討されたい。

(3) 労働者への公契約条例の周知方法として、視覚に訴えるポスターの作成を検討されたい。

(4) 適用労働者の範囲として、現場代理人や監理技術者等を追記されたい。

(5) 公契約条例アンケートの集計結果を踏まえ、熟練労働者以外の労働者（見習い・手元）の基準について検討されたい。

(6) 事業主と労働者の相互で職種等を確認することを検討されたい。

(7) 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準見積書の活用に取り組まれたい。

(8) 業務委託契約や指定管理者協定の労働報酬下限額として、保育士以外の職種についても、業務内容に応じた下限額を検討されたい。

(9) 公契約条例が施行され9年が経過し、この間に明らかになった課題を踏まえ、改善すべき点について検証されたい。

2 今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。

- (1) 建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。
- (2) 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。
- (3) 発注時期の平準化や余裕を持った工期設定について検討されたい。
- (4) 国土交通省や東京都で試行実施している、週休二日制確保モデル工事や女性活躍モデル工事について検討されたい。
- (5) 若年労働者の入職者を増やす方策について研究されたい。
- (6) 建設キャリアアップシステムの普及啓発に努め、登録された労働者の就業実績等に基づいた、熟練労働者以外の労働者（見習い・手元）の基準について研究されたい。

以上